

第2編 震災対策編

頁	改正案	現行																																																																				
2-48	<p>第2章 施策ごとの具体的計画 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 (略)</p> <p>【対象と連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="379 384 1448 955"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>通報先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路</td> <td>国道17号</td> <td>大宮国道事務所熊谷国道出張所</td> <td>048-532-3680</td> </tr> <tr> <td>国道125号・県道</td> <td>行田市土整備事務所</td> <td>〃 554-5211</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">河川</td> <td rowspan="2">利根川</td> <td>利根川上流河川事務所</td> <td>0480-52-3952</td> </tr> <tr> <td>〃 川俣出張所</td> <td>048-563-1992</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">荒川</td> <td>荒川上流河川事務所</td> <td>049-246-6371</td> </tr> <tr> <td>〃 熊谷出張所</td> <td>048-522-0612</td> </tr> <tr> <td>福川 星川 忍川</td> <td>行田市土整備事務所</td> <td>〃 554-5211</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">元荒川</td> <td>北本県土整備事務所</td> <td>〃 540-8200</td> </tr> <tr> <td>熊谷県土整備事務所</td> <td>〃 533-8778</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>武蔵水路</td> <td><a href="#">水資源機構利根導水総合管理所</a></td> <td>〃 557-1501</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	通報先	電話番号	道路	国道17号	大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680	国道125号・県道	行田市土整備事務所	〃 554-5211	河川	利根川	利根川上流河川事務所	0480-52-3952	〃 川俣出張所	048-563-1992	荒川	荒川上流河川事務所	049-246-6371	〃 熊谷出張所	048-522-0612	福川 星川 忍川	行田市土整備事務所	〃 554-5211	元荒川	北本県土整備事務所	〃 540-8200	熊谷県土整備事務所	〃 533-8778	水路	武蔵水路	<a href="#">水資源機構利根導水総合管理所</a>	〃 557-1501	<p>第2章 施策ごとの具体的計画 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 (略)</p> <p>【対象と連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="1694 384 2763 955"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>通報先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路</td> <td>国道17号</td> <td>大宮国道事務所熊谷国道出張所</td> <td>048-532-3680</td> </tr> <tr> <td>国道125号・県道</td> <td>行田市土整備事務所</td> <td>〃 554-5211</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">河川</td> <td rowspan="2">利根川</td> <td>利根川上流河川事務所</td> <td>0480-52-3952</td> </tr> <tr> <td>〃 川俣出張所</td> <td>048-563-1992</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">荒川</td> <td>荒川上流河川事務所</td> <td>049-246-6371</td> </tr> <tr> <td>〃 熊谷出張所</td> <td>048-522-0612</td> </tr> <tr> <td>福川 星川 忍川</td> <td>行田市土整備事務所</td> <td>〃 554-5211</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">元荒川</td> <td>北本県土整備事務所</td> <td>〃 540-8200</td> </tr> <tr> <td>熊谷県土整備事務所</td> <td>〃 533-8778</td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>武蔵水路</td> <td><a href="#">水資源機構利根導水総合事業所</a></td> <td>〃 557-1501</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	通報先	電話番号	道路	国道17号	大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680	国道125号・県道	行田市土整備事務所	〃 554-5211	河川	利根川	利根川上流河川事務所	0480-52-3952	〃 川俣出張所	048-563-1992	荒川	荒川上流河川事務所	049-246-6371	〃 熊谷出張所	048-522-0612	福川 星川 忍川	行田市土整備事務所	〃 554-5211	元荒川	北本県土整備事務所	〃 540-8200	熊谷県土整備事務所	〃 533-8778	水路	武蔵水路	<a href="#">水資源機構利根導水総合事業所</a>	〃 557-1501
区分	対象	通報先	電話番号																																																																			
道路	国道17号	大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680																																																																			
	国道125号・県道	行田市土整備事務所	〃 554-5211																																																																			
河川	利根川	利根川上流河川事務所	0480-52-3952																																																																			
		〃 川俣出張所	048-563-1992																																																																			
	荒川	荒川上流河川事務所	049-246-6371																																																																			
		〃 熊谷出張所	048-522-0612																																																																			
	福川 星川 忍川	行田市土整備事務所	〃 554-5211																																																																			
	元荒川	北本県土整備事務所	〃 540-8200																																																																			
熊谷県土整備事務所		〃 533-8778																																																																				
水路	武蔵水路	<a href="#">水資源機構利根導水総合管理所</a>	〃 557-1501																																																																			
区分	対象	通報先	電話番号																																																																			
道路	国道17号	大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680																																																																			
	国道125号・県道	行田市土整備事務所	〃 554-5211																																																																			
河川	利根川	利根川上流河川事務所	0480-52-3952																																																																			
		〃 川俣出張所	048-563-1992																																																																			
	荒川	荒川上流河川事務所	049-246-6371																																																																			
		〃 熊谷出張所	048-522-0612																																																																			
	福川 星川 忍川	行田市土整備事務所	〃 554-5211																																																																			
	元荒川	北本県土整備事務所	〃 540-8200																																																																			
熊谷県土整備事務所		〃 533-8778																																																																				
水路	武蔵水路	<a href="#">水資源機構利根導水総合事業所</a>	〃 557-1501																																																																			
2-112	<p>第6節 医療救護等対策 (略) 第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>b 医療救護班の整備【<a href="#">健康課</a>、<a href="#">子ども家庭センター</a>】</p> <p>震災時の医療救護活動が迅速かつ適切に行われるよう、行田市医師会と医療救護班の編成、出動基準等についてあらかじめ協議する。</p>	<p>第6節 医療救護等対策 (略) 第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>b 医療救護班の整備【<a href="#">健康づくり課</a>】</p> <p>震災時の医療救護活動が迅速かつ適切に行われるよう、行田市医師会と医療救護班の編成、出動基準等についてあらかじめ協議する。</p>																																																																				
2-113	<p>(イ) 連絡体制の整備【<a href="#">健康課</a>、<a href="#">子ども家庭センター</a>】 市は、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの被災状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況、行田市医師会との情報連絡方法など、災害医療に係る総合的な情報収集及び情報伝達が行える連絡体制の整備を図る。 (略) (エ) 医薬品等の調達体制の整備【危機管理課、<a href="#">健康課</a>、<a href="#">子ども家庭センター</a>】 市は、定期的に医薬品等の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充、更新等を行う。 また、市は、医療関係業者、行田市薬剤師会からの医薬品等の調達体制を整備する。</p>	<p>(イ) 連絡体制の整備【<a href="#">健康づくり課</a>】 市は、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの被災状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況、行田市医師会との情報連絡方法など、災害医療に係る総合的な情報収集及び情報伝達が行える連絡体制の整備を図る。 (略) (エ) 医薬品等の調達体制の整備【危機管理課、<a href="#">健康づくり課</a>】 市は、定期的に医薬品等の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充、更新等を行う。 また、市は、医療関係業者、行田市薬剤師会からの医薬品等の調達体制を整備する。</p>																																																																				
2-118	<p>(エ) 精神科救急医療の確保 市は、被災者向けの医療等に関する相談窓口を<a href="#">健康課及び福祉課</a>に開設するとともに、必要により指定避難所や被災地への巡回相談等に努める。なお、これらの活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、</p>	<p>(エ) 精神科救急医療の確保 市は、被災者向けの医療等に関する相談窓口を<a href="#">健康づくり課及び福祉課</a>に開設するとともに、必要により指定避難所や被災地への巡回相談等に努める。なお、これらの活動を通じ、環境の急変等から病状が悪</p>																																																																				

<p>2-123</p>	<p>緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、入院のための体制を確保する。また、入院搬送に当たっては専門医の立会いのもと適正な措置をとる。</p> <p>(ク) 健康調査、健康相談</p> <p>市は、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査する。また、必要に応じて指定避難所又は<b>保健センター</b>に健康相談所を設置して、被災者の健康相談を行う。特に、要配慮者に配慮して保健指導及び健康相談を実施する。</p>	<p>化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、入院のための体制を確保する。また、入院搬送に当たっては専門医の立会いのもと適正な措置をとる。</p> <p>(ク) 健康調査、健康相談</p> <p>市は、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査する。また、必要に応じて指定避難所又は<b>健康づくり課</b>に健康相談所を設置して、被災者の健康相談を行う。特に、要配慮者に配慮して保健指導及び健康相談を実施する。</p>																												
<p>2-163</p>	<p>オ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、<b>健康課</b>、<b>こども家庭センター</b>】</p>	<p>オ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、<b>健康づくり課</b>】</p>																												
<p>2-170</p>	<p>第10節 物資供給・輸送対策 (略)</p> <p>【食料、生活必需品の供給等担当班】</p> <table border="1" data-bbox="379 714 1448 1407"> <thead> <tr> <th>担当班</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管財・輸送班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・食料等の確保</li> <li>・被災者への食料等の輸送及び配給</li> <li>・炊出しの手配</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援協定締結先との連絡調整</li> <li>・県への食料及び生活必需品の調達要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>商工対策班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・生活必需品の調達</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生活班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域の市民のニーズの把握</li> <li>・自治会等への協力要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・ボランティアの活動調整</li> <li>・避難所収容者のニーズの把握</li> <li>・避難所における物資の配布</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	担当班	実施内容	管財・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配</li> </ul>	物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・食料等の確保</li> <li>・被災者への食料等の輸送及び配給</li> <li>・炊出しの手配</li> </ul>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援協定締結先との連絡調整</li> <li>・県への食料及び生活必需品の調達要請</li> </ul>	商工対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・生活必需品の調達</li> </ul>	生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域の市民のニーズの把握</li> <li>・自治会等への協力要請</li> </ul>	避難支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・ボランティアの活動調整</li> <li>・避難所収容者のニーズの把握</li> <li>・避難所における物資の配布</li> </ul>	<p>第10節 物資供給・輸送対策 (略)</p> <p>【食料、生活必需品の供給等担当班】</p> <table border="1" data-bbox="1694 703 2763 1396"> <thead> <tr> <th>担当班</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管財・輸送班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・食料等の確保</li> <li>・被災者への食料等の輸送及び配給</li> <li>・炊出しの手配</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援協定締結先との連絡調整</li> <li>・県への食料及び生活必需品の調達要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>商工対策班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の調達</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生活班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域の市民のニーズの把握</li> <li>・自治会等への協力要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・ボランティアの活動調整</li> <li>・避難所収容者のニーズの把握</li> <li>・避難所における物資の配布</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	担当班	実施内容	管財・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配</li> </ul>	物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・食料等の確保</li> <li>・被災者への食料等の輸送及び配給</li> <li>・炊出しの手配</li> </ul>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援協定締結先との連絡調整</li> <li>・県への食料及び生活必需品の調達要請</li> </ul>	商工対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の調達</li> </ul>	生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域の市民のニーズの把握</li> <li>・自治会等への協力要請</li> </ul>	避難支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・ボランティアの活動調整</li> <li>・避難所収容者のニーズの把握</li> <li>・避難所における物資の配布</li> </ul>
担当班	実施内容																													
管財・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配</li> </ul>																													
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・食料等の確保</li> <li>・被災者への食料等の輸送及び配給</li> <li>・炊出しの手配</li> </ul>																													
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援協定締結先との連絡調整</li> <li>・県への食料及び生活必需品の調達要請</li> </ul>																													
商工対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>応援協定締結先との連絡調整</b></li> <li>・生活必需品の調達</li> </ul>																													
生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域の市民のニーズの把握</li> <li>・自治会等への協力要請</li> </ul>																													
避難支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・ボランティアの活動調整</li> <li>・避難所収容者のニーズの把握</li> <li>・避難所における物資の配布</li> </ul>																													
担当班	実施内容																													
管財・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配</li> </ul>																													
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・食料等の確保</li> <li>・被災者への食料等の輸送及び配給</li> <li>・炊出しの手配</li> </ul>																													
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援協定締結先との連絡調整</li> <li>・県への食料及び生活必需品の調達要請</li> </ul>																													
商工対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の調達</li> </ul>																													
生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域の市民のニーズの把握</li> <li>・自治会等への協力要請</li> </ul>																													
避難支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資集積場所等における仕分け</li> <li>・ボランティアの活動調整</li> <li>・避難所収容者のニーズの把握</li> <li>・避難所における物資の配布</li> </ul>																													
<p>2-176</p>	<p>第11節 市民生活の早期再建 (略)</p> <p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>(ア) 所有者明示に関する普及啓発【危機管理課、<b>健康課</b>、<b>環境課</b>】</p> <p>市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、次の措置をとることについて普及啓発を実施する。</p> <p>所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。</p>	<p>第11節 市民生活の早期再建 (略)</p> <p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>(ア) 所有者明示に関する普及啓発【危機管理課、<b>健康づくり課</b>、<b>環境課</b>】</p> <p>市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、次の措置をとることについて普及啓発を実施する。</p> <p>所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。</p>																												

2-212  
-1

(イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発【危機管理課、**健康課**、環境課】  
 通常環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所等において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。  
 このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

**第4-2章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置**

**第1 基本方針**

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

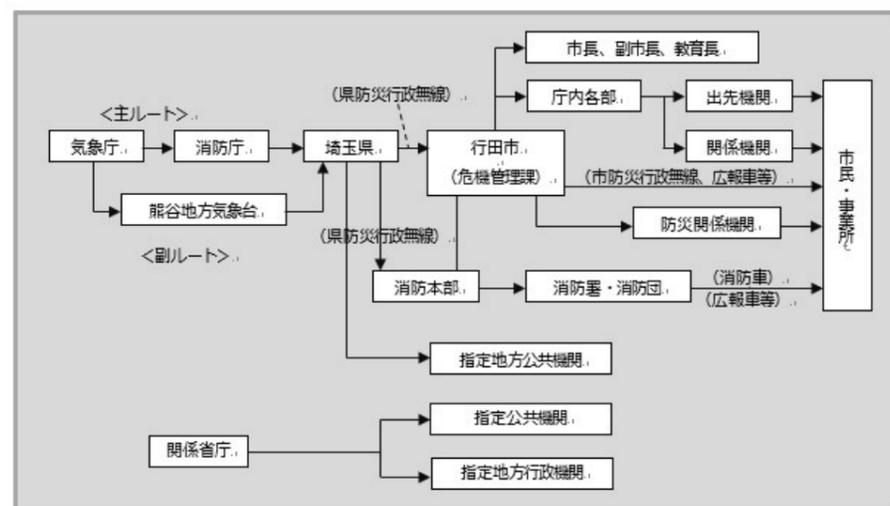
このため、市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定める。

**第2 実施計画**

**1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達**

気象庁又は県から北海道・三陸沖後発地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、施設、団体等に伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報伝達系統図】



**2 市民、企業への呼びかけ**

市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再

(イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発【危機管理課、**健康づくり課**、環境課】  
 通常環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所等において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。  
 このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

(追記)

<p>確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</p> <p>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(1) 市民へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○日常生活を送りつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等</p> <p>○日常生活を送りつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。</p> <p>(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない等</p> <p>(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。</p> <p>(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時における社員の役割分担の確認 等</p> <p><b>3 地震発生後の対応</b></p> <p>異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、県、市及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。</p>	
--	--